

改正 (平成30年2月版)

(2) 優良認定又は優良確認を受けている者が業許可の更新申請時に合わせて、改めて優良認定の申請をする場合  
申請に必要な要件と準備期間を以下に示します。(図3)

優良認定の基準(要件)		準備期間	審査期間
ア 適法性	特定不利益処分を受けていないこと	コンプライアンスの向上の継続	審査
イ 事業の透明性	許可内容等について、インターネットを利用する方法による公表が行われていること	公表の継続(適宜更新)	審査
ウ 環境配慮の取組	ISO14001又はエコアクション21又はM-EMS等の認証取得が行われていること	認証の継続	審査
エ 電子マニフェスト	電子マニフェスト(JWNET)に加入し、電子マニフェストが利用可能であること	加入の継続	審査
オ 財務体質の健全性	自己資本比率 : 直前3事業年度のうちのいずれかの自己資本比率が10%以上であること	直前3事業年度のうちのいずれかの自己資本比率が10%以上	審査
	経常利益金額等 : 直前3事業年度の経常利益等の平均値が0を超えていること	直前3事業年度の経常利益等の平均値が0を超える	審査
	税・保険料 : 社会保険料、労働保険料、国税、県税、市町村税を滞納していないこと	各種税金・保険料の納付	審査
	維持管理積立金 : 特定産業廃棄物最終処分場の維持管理積立金の積み立てが行われていること	維持管理積立金の積み立て	審査

図3 申請に必要な要件と準備期間

申請のポイント!

◆インターネットを用いた情報公表

申請に必要な準備期間中、インターネットを利用する方法による公表が、所定の頻度で更新されなかったため、優良認定の基準に不適合となった事例が見受けられるため、ご注意ください。特に1年に1回以上の公表内容の更新が必要な項目については、内容に変更がなかった場合においても、更新作業が必要であることにご注意ください。

◆環境配慮に関する取組

環境マネジメントシステムは、毎年、認証の更新をする必要がありますが、環境活動を行わなかった年度があると、認証の更新が受けられない場合がありますのでご注意ください。

◆許可更新期限の到来を待たずして優良認定の申請をする場合

平成23年4月1日以降、早期に許可更新を迎えたために優良確認及び優良認定を受けることができなかった下記に該当するものについては、許可更新の期限の到来を待たずして優良認定を伴う許可の更新を行うことができます。

- ・平成23年4月1日以前から産業廃棄物処理業の許可を受けていること。
- ・平成23年4月1日以降に一度だけ優良認定を伴わない許可更新を受けていること。

現行 (平成28年9月版)

(2) 優良認定又は優良確認を受けている者が業許可の更新申請時に合わせて、改めて優良認定の申請をする場合  
申請に必要な要件と準備期間を以下に示します。(図3)

優良認定の基準(要件)		準備期間	審査期間
ア 適法性	特定不利益処分を受けていないこと	コンプライアンスの向上の継続	審査
イ 事業の透明性	許可内容等について、インターネットを利用する方法による公表が行われていること	公表の継続(適宜更新)	審査
ウ 環境配慮の取組	ISO14001又はエコアクション21又はM-EMS等の認証取得が行われていること	認証の継続	審査
エ 電子マニフェスト	電子マニフェスト(JWNET)に加入し、電子マニフェストが利用可能であること	加入の継続	審査
オ 財務体質の健全性	自己資本比率 : 直前3事業年度のうちのいずれかの自己資本比率が10%以上であること	直前3事業年度のうちのいずれかの自己資本比率が10%以上	審査
	経常利益金額等 : 直前3事業年度の経常利益等の平均値が0を超えていること	直前3事業年度の経常利益等の平均値が0を超える	審査
	税・保険料 : 社会保険料、労働保険料、国税、県税、市町村税を滞納していないこと	各種税金・保険料の納付	審査
	維持管理積立金 : 特定産業廃棄物最終処分場の維持管理積立金の積み立てが行われていること	維持管理積立金の積み立て	審査

図3 申請に必要な要件と準備期間

申請のポイント!

◆インターネットを用いた情報公表

申請に必要な準備期間中、インターネットを利用する方法による公表が、所定の頻度で更新されなかったため、優良認定の基準に不適合となった事例が見受けられるため、ご注意ください。特に1年に1回以上の公表内容の更新が必要な項目については、内容に変更がなかった場合においても、更新作業が必要であることにご注意ください。

◆環境配慮に関する取組

環境マネジメントシステムは、毎年、認証の更新をする必要がありますが、環境活動を行わなかった年度があると、認証の更新が受けられない場合がありますのでご注意ください。

改正 (平成30年2月版)					現行 (平成28年9月版)																																																																																																																																																																												
<p>表2 情報公表期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請方法</th> <th>事前情報公表期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新たに優良認定の申請をする場合</td> <td>産業廃棄物処理業の許可の更新の申請日前6月間※ ※許可更新の申請日は含まない</td> </tr> <tr> <td>優良認定又は優良確認を受けている者が業許可の更新申請時に合わせて、改めて優良認定の申請をする場合</td> <td>優良認定業者としての許可を受けた日から(優良確認を受けている場合は優良確認を受けた日から)当該申請の日までの間※ ※許可(優良確認)を受けた日は含むが当該申請の日は含まない</td> </tr> </tbody> </table>					申請方法	事前情報公表期間	新たに優良認定の申請をする場合	産業廃棄物処理業の許可の更新の申請日前6月間※ ※許可更新の申請日は含まない	優良認定又は優良確認を受けている者が業許可の更新申請時に合わせて、改めて優良認定の申請をする場合	優良認定業者としての許可を受けた日から(優良確認を受けている場合は優良確認を受けた日から)当該申請の日までの間※ ※許可(優良確認)を受けた日は含むが当該申請の日は含まない	<p>表2 情報公表期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請方法</th> <th>事前情報公表期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新たに優良認定の申請をする場合</td> <td>産業廃棄物処理業の許可の更新の申請日前6月間※ ※許可更新の申請日は含まない</td> </tr> <tr> <td>優良認定又は優良確認を受けている者が業許可の更新申請時に合わせて、改めて優良認定の申請をする場合</td> <td>優良認定業者としての許可を受けた日から(優良確認を受けている場合は優良確認を受けた日から)当該申請の日までの間※ ※許可(優良確認)を受けた日は含むが当該申請の日は含まない</td> </tr> </tbody> </table>					申請方法	事前情報公表期間	新たに優良認定の申請をする場合	産業廃棄物処理業の許可の更新の申請日前6月間※ ※許可更新の申請日は含まない	優良認定又は優良確認を受けている者が業許可の更新申請時に合わせて、改めて優良認定の申請をする場合	優良認定業者としての許可を受けた日から(優良確認を受けている場合は優良確認を受けた日から)当該申請の日までの間※ ※許可(優良確認)を受けた日は含むが当該申請の日は含まない																																																																																																																																																												
申請方法	事前情報公表期間																																																																																																																																																																																
新たに優良認定の申請をする場合	産業廃棄物処理業の許可の更新の申請日前6月間※ ※許可更新の申請日は含まない																																																																																																																																																																																
優良認定又は優良確認を受けている者が業許可の更新申請時に合わせて、改めて優良認定の申請をする場合	優良認定業者としての許可を受けた日から(優良確認を受けている場合は優良確認を受けた日から)当該申請の日までの間※ ※許可(優良確認)を受けた日は含むが当該申請の日は含まない																																																																																																																																																																																
申請方法	事前情報公表期間																																																																																																																																																																																
新たに優良認定の申請をする場合	産業廃棄物処理業の許可の更新の申請日前6月間※ ※許可更新の申請日は含まない																																																																																																																																																																																
優良認定又は優良確認を受けている者が業許可の更新申請時に合わせて、改めて優良認定の申請をする場合	優良認定業者としての許可を受けた日から(優良確認を受けている場合は優良確認を受けた日から)当該申請の日までの間※ ※許可(優良確認)を受けた日は含むが当該申請の日は含まない																																																																																																																																																																																
<p>表3 公表事項一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">公表事項</th> <th rowspan="2">更新頻度</th> <th colspan="2">適用</th> </tr> <tr> <th>収集運搬</th> <th>処分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①</td> <td>【法人の場合】法人に関する基礎情報</td> <td>変更の都度(代表者等の氏名等については1年に1回以上)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【個人の場合】個人に関する基礎情報</td> <td>変更の都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>事業計画の概要</td> <td>変更の都度</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し</td> <td>変更の都度</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④</td> <td>運搬施設に関する事項</td> <td>変更の都度(運搬施設の種類・数量等については1年に1回以上)</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処理施設に関する事項</td> <td>変更の都度</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図</td> <td>変更の都度</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>直前1年間の産業廃棄物の一連の処理の工程</td> <td>1年に1回以上</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑦</td> <td>直前3年間の産業廃棄物の受入量・運搬量</td> <td>1年に1回以上</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直前3年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量</td> <td>1年に1回以上</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>直前3年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況</td> <td>1年に1回以上</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>直前3年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績</td> <td>1年に1回以上</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>【法人の場合】直前3事業年度の財務諸表</td> <td>少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>処理料金の提示方法</td> <td>変更の都度</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>業務を所掌する組織・人員配置</td> <td>変更の都度(人員配置については1年に1回以上)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>事業場の公開の有無・公開頻度</td> <td>変更の都度</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>						公表事項	更新頻度	適用		収集運搬	処分	①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度(代表者等の氏名等については1年に1回以上)	○	○	【個人の場合】個人に関する基礎情報	変更の都度			②	事業計画の概要	変更の都度	○	○	③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度	○	○	④	運搬施設に関する事項	変更の都度(運搬施設の種類・数量等については1年に1回以上)	○		処理施設に関する事項	変更の都度		○	⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度		○	⑥	直前1年間の産業廃棄物の一連の処理の工程	1年に1回以上		○	⑦	直前3年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	1年に1回以上	○		直前3年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	1年に1回以上		○	⑧	直前3年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	1年に1回以上		○	⑨	直前3年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	1年に1回以上		○	⑩	【法人の場合】直前3事業年度の財務諸表	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度	○	○	⑪	処理料金の提示方法	変更の都度	○	○	⑫	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度(人員配置については1年に1回以上)	○	○	⑬	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○	<p>表3 公表事項一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">公表事項</th> <th rowspan="2">更新頻度</th> <th colspan="2">適用</th> </tr> <tr> <th>収集運搬</th> <th>処分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①</td> <td>【法人の場合】法人に関する基礎情報</td> <td>変更の都度(代表者等の氏名等については1年に1回以上)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>【個人の場合】個人に関する基礎情報</td> <td>変更の都度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>事業計画の概要</td> <td>変更の都度</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し</td> <td>変更の都度</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④</td> <td>運搬施設に関する事項</td> <td>変更の都度(運搬施設の種類・数量等については1年に1回以上)</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処理施設に関する事項</td> <td>変更の都度</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図</td> <td>変更の都度</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>直前1年間の産業廃棄物の一連の処理の工程</td> <td>1年に1回以上</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑦</td> <td>直前3年間の産業廃棄物の受入量・運搬量</td> <td>1年に1回以上</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直前3年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量</td> <td>1年に1回以上</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>直前3年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況</td> <td>1年に1回以上</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>直前3年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績</td> <td>1年に1回以上</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>【法人の場合】直前3事業年度の財務諸表</td> <td>1年に1回以上</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>処理料金の提示方法</td> <td>変更の都度</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>業務を所掌する組織・人員配置</td> <td>変更の都度(人員配置については1年に1回以上)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>事業場の公開の有無・公開頻度</td> <td>変更の都度</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>						公表事項	更新頻度	適用		収集運搬	処分	①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度(代表者等の氏名等については1年に1回以上)	○	○	【個人の場合】個人に関する基礎情報	変更の都度			②	事業計画の概要	変更の都度	○	○	③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度	○	○	④	運搬施設に関する事項	変更の都度(運搬施設の種類・数量等については1年に1回以上)	○		処理施設に関する事項	変更の都度		○	⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度		○	⑥	直前1年間の産業廃棄物の一連の処理の工程	1年に1回以上		○	⑦	直前3年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	1年に1回以上	○		直前3年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	1年に1回以上		○	⑧	直前3年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	1年に1回以上		○	⑨	直前3年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	1年に1回以上		○	⑩	【法人の場合】直前3事業年度の財務諸表	1年に1回以上	○	○	⑪	処理料金の提示方法	変更の都度	○	○	⑫	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度(人員配置については1年に1回以上)	○	○	⑬	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○
	公表事項	更新頻度	適用																																																																																																																																																																														
			収集運搬	処分																																																																																																																																																																													
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度(代表者等の氏名等については1年に1回以上)	○	○																																																																																																																																																																													
	【個人の場合】個人に関する基礎情報	変更の都度																																																																																																																																																																															
②	事業計画の概要	変更の都度	○	○																																																																																																																																																																													
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度	○	○																																																																																																																																																																													
④	運搬施設に関する事項	変更の都度(運搬施設の種類・数量等については1年に1回以上)	○																																																																																																																																																																														
	処理施設に関する事項	変更の都度		○																																																																																																																																																																													
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度		○																																																																																																																																																																													
⑥	直前1年間の産業廃棄物の一連の処理の工程	1年に1回以上		○																																																																																																																																																																													
⑦	直前3年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	1年に1回以上	○																																																																																																																																																																														
	直前3年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	1年に1回以上		○																																																																																																																																																																													
⑧	直前3年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	1年に1回以上		○																																																																																																																																																																													
⑨	直前3年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	1年に1回以上		○																																																																																																																																																																													
⑩	【法人の場合】直前3事業年度の財務諸表	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度	○	○																																																																																																																																																																													
⑪	処理料金の提示方法	変更の都度	○	○																																																																																																																																																																													
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度(人員配置については1年に1回以上)	○	○																																																																																																																																																																													
⑬	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○																																																																																																																																																																													
	公表事項	更新頻度	適用																																																																																																																																																																														
			収集運搬	処分																																																																																																																																																																													
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度(代表者等の氏名等については1年に1回以上)	○	○																																																																																																																																																																													
	【個人の場合】個人に関する基礎情報	変更の都度																																																																																																																																																																															
②	事業計画の概要	変更の都度	○	○																																																																																																																																																																													
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度	○	○																																																																																																																																																																													
④	運搬施設に関する事項	変更の都度(運搬施設の種類・数量等については1年に1回以上)	○																																																																																																																																																																														
	処理施設に関する事項	変更の都度		○																																																																																																																																																																													
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度		○																																																																																																																																																																													
⑥	直前1年間の産業廃棄物の一連の処理の工程	1年に1回以上		○																																																																																																																																																																													
⑦	直前3年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	1年に1回以上	○																																																																																																																																																																														
	直前3年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	1年に1回以上		○																																																																																																																																																																													
⑧	直前3年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	1年に1回以上		○																																																																																																																																																																													
⑨	直前3年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	1年に1回以上		○																																																																																																																																																																													
⑩	【法人の場合】直前3事業年度の財務諸表	1年に1回以上	○	○																																																																																																																																																																													
⑪	処理料金の提示方法	変更の都度	○	○																																																																																																																																																																													
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度(人員配置については1年に1回以上)	○	○																																																																																																																																																																													
⑬	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○																																																																																																																																																																													

改正 (平成30年2月版)	現行 (平成28年9月版)																
<p>インターネットを利用する公表には以下の方法があります。                  なお、公表する方法についてはどちらか一方に統一してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産廃情報ネット                      公開URL：<a href="http://www.sanpainet.or.jp/">http://www.sanpainet.or.jp/</a>                      TEL：03-3526-7798（平日10:00～12:00/13:00～17:00）                      FAX：03-3526-0156                      E-Mail：<a href="mailto:info@sanpainet.or.jp">info@sanpainet.or.jp</a>                      利用料：無料（インターネット等の回線使用料は利用者負担となります）                      なお、優良認定の申請書類の一つである、「事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類」を作成できるサービス（履歴証明サービス）については有料となります。</li> <li>自社ホームページ                      自社ホームページにより公表する場合については、公表の履歴が客観的に証明できず、不認定となるケースが多く見受けられます。情報を更新した際にはその都度、日付入りで画面を印刷しておくなどの注意をお願いします。</li> </ul> <p>ウ 環境配慮の取組 <span style="float: right;">⇒環境省運用マニュアル P68</span>                  ISO14001又はエコアクション21、若しくはこれと相互認証されている認証制度の認証を受けていることが必要となります。（表4）</p> <p>表4 認証制度一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認証制度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① ISO14001</td> <td><a href="http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html">http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html</a></td> </tr> <tr> <td>② エコアクション21</td> <td><a href="http://ea21.jp/">http://ea21.jp/</a></td> </tr> <tr> <td>③ 地域版EMS （M-EMS以外の地域版EMSによる場合は、各認証機関にお問い合わせください。）</td> <td>（例）M-EMS（三重県版EMS）による場合 <a href="http://www.m-ems.org/index.html">http://www.m-ems.org/index.html</a> M-EMSは組織の規模や経営資源に応じて取り組める仕組みとした環境マネジメントシステムです。 エコアクション21との相互認証を満たすには、「エコアクション21 相互認証版規格」に適合する規格での認証を受けるとともに、（一財）持続性推進機構による相互認証確認を受ける必要があります。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 電子マニフェスト <span style="float: right;">⇒環境省運用マニュアル P70</span>                  （公財）日本産業廃棄物処理振興センター（通称：JWNET）が運営する電子マニフェストシステムに加入し、利用可能であることが必要となります。                  日本産業廃棄物処理振興センター：<a href="http://www.jwnet.or.jp/jwnet/">http://www.jwnet.or.jp/jwnet/</a>                  電子マニフェストシステムの概要：  <a href="http://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/index.html">http://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/index.html</a></p>	認証制度	備考	① ISO14001	<a href="http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html">http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html</a>	② エコアクション21	<a href="http://ea21.jp/">http://ea21.jp/</a>	③ 地域版EMS （M-EMS以外の地域版EMSによる場合は、各認証機関にお問い合わせください。）	（例）M-EMS（三重県版EMS）による場合 <a href="http://www.m-ems.org/index.html">http://www.m-ems.org/index.html</a> M-EMSは組織の規模や経営資源に応じて取り組める仕組みとした環境マネジメントシステムです。 エコアクション21との相互認証を満たすには、「エコアクション21 相互認証版規格」に適合する規格での認証を受けるとともに、（一財）持続性推進機構による相互認証確認を受ける必要があります。	<p>インターネットを利用する公表には以下の方法があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産廃情報ネット                      公開URL：<a href="http://www.sanpainet.or.jp/">http://www.sanpainet.or.jp/</a>                      TEL：03-3526-7798（平日10:00～12:00/13:00～17:00）                      FAX：03-3526-0156                      E-Mail：<a href="mailto:info@sanpainet.or.jp">info@sanpainet.or.jp</a>                      利用料：無料（インターネット等の回線使用料は利用者負担となります）                      なお、優良認定の申請書類の一つである、「事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類」を作成できるサービス（履歴証明サービス）については有料となります。</li> <li>自社ホームページ                      自社ホームページにより公表する場合については、公表事項の更新履歴が残らないケースが想定されるため、更新前の情報が提出できるよう履歴を残すなどの注意をお願いします。</li> </ul> <p>ウ 環境配慮の取組 <span style="float: right;">⇒環境省運用マニュアル P68</span>                  ISO14001又はエコアクション21、若しくはこれと相互認証されている認証制度の認証を受けていることが必要となります。（表4）</p> <p>表4 認証制度一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認証制度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① ISO14001</td> <td><a href="http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html">http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html</a></td> </tr> <tr> <td>② エコアクション21</td> <td><a href="http://www.ea21.jp/index.html">http://www.ea21.jp/index.html</a></td> </tr> <tr> <td>③ M-EMS</td> <td><a href="http://www.m-ems.org/index.html">http://www.m-ems.org/index.html</a> M-EMSは組織の規模や経営資源に応じて取り組める仕組みとした環境マネジメントシステムです。 エコアクション21との相互認証を満たすには、「エコアクション21 相互認証版規格」に適合する規格での認証を受けるとともに、（一財）持続性推進機構による相互認証確認を受ける必要があります。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 電子マニフェスト <span style="float: right;">⇒環境省運用マニュアル P70</span>                  （公財）日本産業廃棄物処理振興センター（通称：JWNET）が運営する電子マニフェストシステムに加入し、利用可能であることが必要となります。                  日本産業廃棄物処理振興センター：<a href="http://www.jwnet.or.jp/jwnet/">http://www.jwnet.or.jp/jwnet/</a>                  電子マニフェストシステムの概要：  <a href="http://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/index.html">http://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/index.html</a></p>	認証制度	備考	① ISO14001	<a href="http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html">http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html</a>	② エコアクション21	<a href="http://www.ea21.jp/index.html">http://www.ea21.jp/index.html</a>	③ M-EMS	<a href="http://www.m-ems.org/index.html">http://www.m-ems.org/index.html</a> M-EMSは組織の規模や経営資源に応じて取り組める仕組みとした環境マネジメントシステムです。 エコアクション21との相互認証を満たすには、「エコアクション21 相互認証版規格」に適合する規格での認証を受けるとともに、（一財）持続性推進機構による相互認証確認を受ける必要があります。
認証制度	備考																
① ISO14001	<a href="http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html">http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html</a>																
② エコアクション21	<a href="http://ea21.jp/">http://ea21.jp/</a>																
③ 地域版EMS （M-EMS以外の地域版EMSによる場合は、各認証機関にお問い合わせください。）	（例）M-EMS（三重県版EMS）による場合 <a href="http://www.m-ems.org/index.html">http://www.m-ems.org/index.html</a> M-EMSは組織の規模や経営資源に応じて取り組める仕組みとした環境マネジメントシステムです。 エコアクション21との相互認証を満たすには、「エコアクション21 相互認証版規格」に適合する規格での認証を受けるとともに、（一財）持続性推進機構による相互認証確認を受ける必要があります。																
認証制度	備考																
① ISO14001	<a href="http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html">http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html</a>																
② エコアクション21	<a href="http://www.ea21.jp/index.html">http://www.ea21.jp/index.html</a>																
③ M-EMS	<a href="http://www.m-ems.org/index.html">http://www.m-ems.org/index.html</a> M-EMSは組織の規模や経営資源に応じて取り組める仕組みとした環境マネジメントシステムです。 エコアクション21との相互認証を満たすには、「エコアクション21 相互認証版規格」に適合する規格での認証を受けるとともに、（一財）持続性推進機構による相互認証確認を受ける必要があります。																

改正 (平成30年2月版)	現行 (平成28年9月版)																				
<p>オ 財務体質の健全性 <span style="background-color: #92d050; padding: 2px;">⇒環境省運用マニュアル P71</span> 以下に示す全ての基準に適合していることが必要となります。(表5)</p> <p>表5 財務体質の健全性に係る基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 自己資本比率</td> <td>直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること</td> </tr> <tr> <td>② 経常利益金額等</td> <td>直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が0を超えること</td> </tr> <tr> <td>③ 税・保険料</td> <td>産業廃棄物処理業の実施に関連のある税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと</td> </tr> <tr> <td>④ 維持管理積立金</td> <td>特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること(該当者のみ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 審査手数料 優良認定の審査に要する費用は無料です。(産業廃棄物処理業の許可更新にかかる申請手数料は別途必要となります。)</p> <p>2. 優良認定事業者の公表 優良産廃処理業者認定制度に係る認定事業者については、その氏名又は名称や公開情報のアドレス等を、産廃情報ネットにおいて公表しています。 産廃情報ネット：<a href="http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_u4.php">http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_u4.php</a></p>	基準	概要	① 自己資本比率	直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること	② 経常利益金額等	直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が0を超えること	③ 税・保険料	産業廃棄物処理業の実施に関連のある税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと	④ 維持管理積立金	特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること(該当者のみ)	<p>オ 財務体質の健全性 <span style="background-color: #92d050; padding: 2px;">⇒環境省運用マニュアル P71</span> 以下に示す全ての基準に適合していることが必要となります。(表5)</p> <p>表5 財務体質の健全性に係る基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 自己資本比率</td> <td>直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること</td> </tr> <tr> <td>② 経常利益金額等</td> <td>直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が0を超えること</td> </tr> <tr> <td>③ 税・保険料</td> <td>産業廃棄物処理業の実施に関連のある税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと</td> </tr> <tr> <td>④ 維持管理積立金</td> <td>特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること(該当者のみ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 審査手数料 優良認定の審査に要する費用は無料です。(産業廃棄物処理業の許可更新にかかる申請手数料は別途必要となります。)</p> <p>2. 優良認定事業者の公表 優良産廃処理業者認定制度に係る認定事業者については、その氏名又は名称や公開情報のアドレス等を、本県ホームページ及び産廃情報ネットにおいて公表します。 本県ホームページ：<a href="http://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/72971014617.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/72971014617.htm</a> 産廃情報ネット：<a href="http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_u4.php">http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_u4.php</a></p>	基準	概要	① 自己資本比率	直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること	② 経常利益金額等	直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が0を超えること	③ 税・保険料	産業廃棄物処理業の実施に関連のある税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと	④ 維持管理積立金	特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること(該当者のみ)
基準	概要																				
① 自己資本比率	直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること																				
② 経常利益金額等	直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が0を超えること																				
③ 税・保険料	産業廃棄物処理業の実施に関連のある税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと																				
④ 維持管理積立金	特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること(該当者のみ)																				
基準	概要																				
① 自己資本比率	直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること																				
② 経常利益金額等	直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が0を超えること																				
③ 税・保険料	産業廃棄物処理業の実施に関連のある税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと																				
④ 維持管理積立金	特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること(該当者のみ)																				
9	9																				

改正 (平成30年2月版)	現行 (平成28年9月版)																																																																												
<p>3. 申請書類 申請書類は、以下に示すとおり正・副2部作成のうえ、左側に2穴パンチし紐綴じして優良認定に係る確認表とともに提出してください。(表6) ただし、優良認定基準審査を行ううえで、表6に示す申請書類以外の書類の提出を求められることがあります。 なお、必要な様式については、本県ホームページ内で公表しています。 ：<a href="http://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/11566014484.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/11566014484.htm</a></p> <p>(1) 新たに優良認定の申請をする場合 表6に示す書類一式 なお、事業の透明性にかかる書類は、申請日の6ヶ月前及び申請時における該当ホームページの写しが必要です。</p> <p>(2) 優良認定又は優良確認を受けている者が業許可の更新申請時に合わせて、改めて優良認定の申請をする場合 表6に示す書類1式 なお、事業の透明性にかかる書類は、以下によります。</p> <p>① 第三者等により更新履歴を証明することができる場合 (産廃情報ネット等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回申請時と今回申請時における該当ホームページの写し</li> <li>・ 更新履歴を証明できる書類</li> </ul> <p>② 第三者等により更新履歴を証明することができない場合 (自社ホームページ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回申請時と今回申請時における該当ホームページの写し</li> <li>・ 従前の産業廃棄物処理業等の許可の有効期間において、表3に示す更新頻度で更新した該当ホームページの写し</li> <li>・ P19に示す、更新履歴を一覧に示した書類</li> </ul> <p>表6 申請書類一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">申請書類</th> <th colspan="2">提出区分</th> <th rowspan="2">記入例ページ</th> </tr> <tr> <th>収集運搬</th> <th>処分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遵法性</td> <td>誓約書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">事業の透明性 ※2</td> <td>更新履歴</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>会社情報</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>許可の内容</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>添付様式1 (業許可証の写し)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>施設及び処理の状況 (収集運搬業者)</td> <td>○</td> <td></td> <td>26</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付様式2 (運搬施設の種類及び数量、低公害車の導入状況)</td> <td>△ ※1</td> <td></td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table>	区分	申請書類	提出区分		記入例ページ	収集運搬	処分	遵法性	誓約書	○	○	16	事業の透明性 ※2	更新履歴	○	○	17	会社情報	○	○	21	許可の内容	○	○	22	添付様式1 (業許可証の写し)	○	○	24	施設及び処理の状況 (収集運搬業者)	○		26		添付様式2 (運搬施設の種類及び数量、低公害車の導入状況)	△ ※1		27	<p>3. 申請書類 申請書類は、以下に示すとおり正・副2部作成のうえ、左側に2穴パンチし紐綴じして優良認定に係る確認表とともに提出してください。(表6) ただし、優良認定基準審査を行ううえで、表6に示す申請書類以外の書類の提出を求められることがあります。 なお、必要な様式については、本県ホームページ内で公表しています。 ：<a href="http://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/11566014484.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/11566014484.htm</a></p> <p>(3) 新たに優良認定の申請をする場合 表6に示す書類一式 なお、事業の透明性にかかる書類は、申請日の6ヶ月前及び申請時における該当ホームページの写しが必要です。</p> <p>(4) 優良認定又は優良確認を受けている者が業許可の更新申請時に合わせて、改めて優良認定の申請をする場合 表6に示す書類1式 なお、事業の透明性にかかる書類は、以下によります。</p> <p>① 第三者等により更新履歴を証明することができる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回申請時と今回申請時における該当ホームページの写し</li> <li>・ 更新履歴を証明できる書類</li> </ul> <p>② 第三者等により更新履歴を証明することができない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回申請時と今回申請時における該当ホームページの写し</li> <li>・ 従前の産業廃棄物処理業等の許可の有効期間において、表3に示す更新頻度で更新した該当ホームページの写し</li> <li>・ P19に示す、更新履歴を一覧に示した書類</li> </ul> <p>表6 申請書類一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">申請書類</th> <th colspan="2">提出区分</th> <th rowspan="2">記入例ページ</th> </tr> <tr> <th>収集運搬</th> <th>処分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遵法性</td> <td>誓約書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">事業の透明性 ※2</td> <td>更新履歴</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>会社情報</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>許可の内容</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>添付様式1 (業許可証の写し)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>施設及び処理の状況 (収集運搬業者)</td> <td>○</td> <td></td> <td>26</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付様式2 (運搬施設の種類及び数量、低公害車の導入状況)</td> <td>△ ※1</td> <td></td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table>	区分	申請書類	提出区分		記入例ページ	収集運搬	処分	遵法性	誓約書	○	○	16	事業の透明性 ※2	更新履歴	○	○	17	会社情報	○	○	21	許可の内容	○	○	22	添付様式1 (業許可証の写し)	○	○	24	施設及び処理の状況 (収集運搬業者)	○		26		添付様式2 (運搬施設の種類及び数量、低公害車の導入状況)	△ ※1		27
区分			申請書類	提出区分		記入例ページ																																																																							
	収集運搬	処分																																																																											
遵法性	誓約書	○	○	16																																																																									
事業の透明性 ※2	更新履歴	○	○	17																																																																									
	会社情報	○	○	21																																																																									
	許可の内容	○	○	22																																																																									
	添付様式1 (業許可証の写し)	○	○	24																																																																									
	施設及び処理の状況 (収集運搬業者)	○		26																																																																									
	添付様式2 (運搬施設の種類及び数量、低公害車の導入状況)	△ ※1		27																																																																									
区分	申請書類	提出区分		記入例ページ																																																																									
		収集運搬	処分																																																																										
遵法性	誓約書	○	○	16																																																																									
事業の透明性 ※2	更新履歴	○	○	17																																																																									
	会社情報	○	○	21																																																																									
	許可の内容	○	○	22																																																																									
	添付様式1 (業許可証の写し)	○	○	24																																																																									
	施設及び処理の状況 (収集運搬業者)	○		26																																																																									
	添付様式2 (運搬施設の種類及び数量、低公害車の導入状況)	△ ※1		27																																																																									

改正 (平成30年2月版)					現行 (平成28年9月版)				
財務体質の健全性 ※3	県税を滞納していないことを証する書類 (納税証明書又はその写し等)	○	○	57	財務体質の健全性	県税を滞納していないことを証する書類 (納税証明書又はその写し等)	○	○	57
	市町村税を滞納していないことを証する書類 (納税証明書又はその写し等)	○	○	58		市町村税を滞納していないことを証する書類 (納税証明書又はその写し等)	○	○	58
	社会保険料を滞納していないことを証する書類 (納入確認書又はその写し等)	○	○	59		社会保険料を滞納していないことを証する書類 (納税証明書又はその写し等)	○	○	59
	労働保険料を滞納していないことを証する書類 (納入確認書又はその写し等)	○	○	60		労働保険料を滞納していないことを証する書類 (納税証明書又はその写し等)	○	○	60
<p>※1 表中の△については、産廃情報ネットの添付ファイル貼り付け機能を用いて公表事項を公表する場合に提出が必要となります。</p> <p>※2 事業の透明性にかかるものについては、本手引書では、産廃情報ネットを使用した場合の記入例を示していますのでこれらの画面の写しを提出してください。                      自社ホームページにより公表する場合においては、表3公表事項一覧に該当するホームページの写しを提出してください。</p> <p>※3 県内に事業所がない場合は、その旨、申立書を提出してください。</p>					<p>※1 表中の△については、産廃情報ネットの添付ファイル貼り付け機能を用いて公表事項を公表する場合に提出が必要となります。</p> <p>※2 事業の透明性にかかるものについては、本手引書では、産廃情報ネットを使用した場合の記入例を示していますのでこれらの画面の写しを提出してください。                      自社ホームページにより公表する場合においては、表3公表事項一覧に該当するホームページの写しを提出してください。</p>				
12					12				

改正 (平成30年2月版)

現行 (平成28年9月版)

事業の 透明性	直前3年間の産業廃棄物の受入量・運搬量等	33	(5) 当該産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法 直前3年間（情報を公表開始又は更新する日の属する月の前々月までの3年間をいう）の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項 (1) 産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量	○	1年に1回以上	□	□	適・否	
	直前3年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	34	直前3年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、当該石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む） (1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 当該産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量 (3) 当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量	○	1年に1回以上	□	□	適・否	
	直前3年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	35	直前3年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（表7参照）	○	1年に1回以上	□	□	適・否	
	直前3年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	36	直前3年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの次に掲げる事項 (1) 熱回収により得られた熱量 (2) 電気の量（熱の全部または一部を電気に変換した場合） (3) 熱回収された産業廃棄物の量	○ (焼却施設のみ)	1年に1回以上	□	□	適・否	
	【法人の場合】直前3事業年度の財務諸表	37	申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	○	○	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度	□	□	適・否
	処理料金の提示方法	38 39	(1) 料金表・料金算定式 (2) 個別見積り等の料金提示方法	○	○	変更の都度	□	□	適・否
	業務を所掌する組織・人員配置	40 41	(1) 組織 (2) 人員配置	○	○	変更の都度 1年に1回以上	□	□	適・否
	事業場の公開の有無・公開頻度	42 43	(1) 事業場の公開の有無 (2) 公開頻度【公開している場合】	○	○	変更の都度	□	□	適・否
	環境配慮の取組	-	ISO14001規格又は環境省のエコアクション21ガイドライン又はこれと相互認証された規格等の認証制度による認証を受けていること	○	○		□	□	適・否
	電子マニフェスト	-	（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムに、優良認定を受けようとする許可区分（収集運搬業者又は処分業者）で加入しており、利用可能であること	○	○		□	□	適・否
財務体質 の健全性	自己資本比率に係る基準	-	申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること （自己資本比率とは、貸借対照表上の純資産の額を、当該額と負債の額の合計額で除して得た値をいう）	○	○		□	適・否	
	経常利益金額等に係る基準	-	申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値がゼロを超えること （経常利益金額等とは、損益計算書上の経常利益金額に減価償却費の額を加えて得た額をいう）	○	○		□	適・否	
	証券・保険料の納付を	国税（法人税及び消費税）及び地方消費税を滞納していない	-	納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度で未納が無いこと	○	○		□	適・否
		県税を滞納していない	-	納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度で未納が無いこと	○	○		□	適・否
		市町村税を滞納していない	-	納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度で未納が無いこと	○	○		□	適・否
		社会保険料を滞納していない	-	過去2年間で未納が無いこと	○	○		□	適・否
		労働保険料を滞納していない	-	過去3年間で未納が無いこと	○	○		□	適・否
	維持管理積立金の納付に係る基準	-	特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること	○	○		□	適・否	

※1 新たに優良認定の申請をする場合：産業廃棄物処理業の許可の更新の申請日前6月間  
優良認定を受けている者が優良認定の申請をする場合：優良認定業者としての許可を受けた日から当該申請の日までの間  
優良確認を受けている者が優良認定の申請をする場合：優良確認を受けた日から当該申請の日までの間

事業の 透明性	直前3年間の産業廃棄物の受入量・運搬量等	33	(5) 当該産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法 直前3年間（情報を公表開始又は更新する日の属する月の前々月までの3年間をいう）の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項 (1) 産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量	○	1年に1回以上	□	□	適・否	
	直前3年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	34	直前3年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、当該石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む） (1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 当該産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量 (3) 当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量	○	1年に1回以上	□	□	適・否	
	直前3年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	35	直前3年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（表7参照）	○	1年に1回以上	□	□	適・否	
	直前3年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	36	直前3年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの次に掲げる事項 (1) 熱回収により得られた熱量 (2) 電気の量（熱の全部または一部を電気に変換した場合） (3) 熱回収された産業廃棄物の量	○ (焼却施設のみ)	1年に1回以上	□	□	適・否	
	【法人の場合】直前3事業年度の財務諸表	37	申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	○	○	1年に1回以上	□	□	適・否
	処理料金の提示方法	38 39	(1) 料金表・料金算定式 (2) 個別見積り等の料金提示方法	○	○	変更の都度	□	□	適・否
	業務を所掌する組織・人員配置	40 41	(1) 組織 (2) 人員配置	○	○	変更の都度 1年に1回以上	□	□	適・否
	事業場の公開の有無・公開頻度	42 43	(1) 事業場の公開の有無 (2) 公開頻度【公開している場合】	○	○	変更の都度	□	□	適・否
	環境配慮の取組	-	ISO14001規格又は環境省のエコアクション21ガイドライン又はこれと相互認証された規格等の認証制度による認証を受けていること	○	○		□	□	適・否
	電子マニフェスト	-	（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムに、優良認定を受けようとする許可区分（収集運搬業者又は処分業者）で加入しており、利用可能であること	○	○		□	□	適・否
財務体質 の健全性	自己資本比率に係る基準	-	申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること （自己資本比率とは、貸借対照表上の純資産の額を、当該額と負債の額の合計額で除して得た値をいう）	○	○		□	適・否	
	経常利益金額等に係る基準	-	申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値がゼロを超えること （経常利益金額等とは、損益計算書上の経常利益金額に減価償却費の額を加えて得た額をいう）	○	○		□	適・否	
	証券・保険料の納付を	国税（法人税及び消費税）及び地方消費税を滞納していない	-	納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度で未納が無いこと	○	○		□	適・否
		県税を滞納していない	-	納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度で未納が無いこと	○	○		□	適・否
		市町村税を滞納していない	-	納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度で未納が無いこと	○	○		□	適・否
		社会保険料を滞納していない	-	過去2年間で未納が無いこと	○	○		□	適・否
		労働保険料を滞納していない	-	過去3年間で未納が無いこと	○	○		□	適・否
	維持管理積立金の納付に係る基準	-	特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること	○	○		□	適・否	

※1 新たに優良認定の申請をする場合：産業廃棄物処理業の許可の更新の申請日前6月間  
優良認定を受けている者が優良認定の申請をする場合：優良認定業者としての許可を受けた日から当該申請の日までの間  
優良確認を受けている者が優良認定の申請をする場合：優良確認を受けた日から当該申請の日までの間

改正 (平成30年2月版)

現行 (平成28年9月版)

表7 産業廃棄物処理施設の維持管理状況対象施設及び公表事項

	対象施設	公表事項の概要	施行規則 該当箇所 第12条の7の2	申請者記入欄	
				更新頻度 チェック	基準 チェック
①	焼却施設 (②、③を 除く。)	・冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去記録 ・排ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物並び にダイオキシン類の濃度の測定記録	第1号ハ 第1号ニ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	ガス化 改質方式の 焼却施設	・冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去記録 ・改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素並び にダイオキシン類の濃度の測定記録	第2号ハ 第2号ニ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	電気炉等を 用いた 焼却施設	・排ガス処理設備等にたい積したばいじんの除去記録 ・排ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物並び にダイオキシン類の濃度の測定記録	第3号ハ 第3号ニ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	廃水銀等の 硫化施設	・処分した廃水銀等の各月ごとの数量	第3号の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	廃石綿等 熔融施設	・排気口・排気筒から排出される排ガス及び集じん器の出口におけ る排ガス中の石綿の濃度の測定記録 ・熔融処理生成物の基準適合確認のための試験記録 ・排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去記録 ・集じん器にたい積した粉じんの除去記録	第4号ハ 第4号ニ 第4号ホ 第4号ヘ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	PCB 処理施設	・放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び 水素イオン濃度の測定記録 ・PCB分離回収後に生ずる回収液の量の測定記録 ・排出した回収液の量及び当該回収液中のPCB含有量の測定記録 ・除去設備内にたい積した粒子状の物質等の除去記録 ・生成ガス中の粒子状の物質、塩化水素及びダイオキシン類の濃度 の測定記録	第5号ハ 第5号ニ 第5号ホ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦	遮断型 最終処分場	・地下水の水質検査記録 ・地下水の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録 ・残余容量の測定結果 ・仕切設備の点検記録 ・覆いの点検記録	第6号ロ 第6号ハ 第6号ニ 第6号ホ 第6号ヘ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧	安定型 最終処分場	・擁壁等の点検記録 ・残余容量の測定結果 ・展開検査記録 ・地下水又は浸透水の水質検査記録 ・地下水又は浸透水の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記 録	第7号ロ 第7号ハ 第7号ニ 第7号ホ 第7号ヘ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨	管理型 最終処分場	・擁壁等の点検記録 ・遮水工の点検記録 ・地下水等又は放流水の水質検査記録 ・地下水等の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録 ・調整池の点検記録 ・浸出液処理設備の点検記録 ・防凍のための措置の点検記録 ・残余容量の測定結果	第8号ロ 第8号ハ 第8号ニ 第8号ホ 第8号ヘ 第8号ト 第8号チ 第8号リ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

表7 産業廃棄物処理施設の維持管理状況対象施設及び公表事項

	対象施設	公表事項の概要	施行規則 該当箇所 第12条の7の2	申請者記入欄	
				更新頻度 チェック	基準 チェック
①	焼却施設 (②、③を 除く。)	・冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去記録 ・排ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物並び にダイオキシン類の濃度の測定記録	第1号ハ 第1号ニ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	ガス化 改質方式の 焼却施設	・冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去記録 ・改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素並び にダイオキシン類の濃度の測定記録	第2号ハ 第2号ニ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	電気炉等を 用いた 焼却施設	・排ガス処理設備等にたい積したばいじんの除去記録 ・排ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物並び にダイオキシン類の濃度の測定記録	第3号ハ 第3号ニ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	廃石綿等 熔融施設	・排気口・排気筒から排出される排ガス及び集じん器の出口におけ る排ガス中の石綿の濃度の測定記録 ・熔融処理生成物の基準適合確認のための試験記録 ・排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去記録 ・集じん器にたい積した粉じんの除去記録	第4号ハ 第4号ニ 第4号ホ 第4号ヘ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	PCB 処理施設	・放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び 水素イオン濃度の測定記録 ・PCB分離回収後に生ずる回収液の量の測定記録 ・排出した回収液の量及び当該回収液中のPCB含有量の測定記録 ・除去設備内にたい積した粒子状の物質等の除去記録 ・生成ガス中の粒子状の物質、塩化水素及びダイオキシン類の濃度 の測定記録	第5号ハ 第5号ニ 第5号ホ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	遮断型 最終処分場	・地下水の水質検査記録 ・地下水の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録 ・残余容量の測定結果 ・仕切設備の点検記録 ・覆いの点検記録	第6号ロ 第6号ハ 第6号ニ 第6号ホ 第6号ヘ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦	安定型 最終処分場	・擁壁等の点検記録 ・残余容量の測定結果 ・展開検査記録 ・地下水又は浸透水の水質検査記録 ・地下水又は浸透水の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記 録	第7号ロ 第7号ハ 第7号ニ 第7号ホ 第7号ヘ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧	管理型 最終処分場	・擁壁等の点検記録 ・遮水工の点検記録 ・地下水等又は放流水の水質検査記録 ・地下水等の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録 ・調整池の点検記録 ・浸出液処理設備の点検記録 ・防凍のための措置の点検記録 ・残余容量の測定結果	第8号ロ 第8号ハ 第8号ニ 第8号ホ 第8号ト 第8号チ 第8号リ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



改正 (平成30年2月版)						現行 (平成28年9月版)					
項番	公表事項	更新頻度	更新年月日	更新事項	備考	項番	公表事項	更新頻度	更新年月日	更新事項	備考
	直前三年分の産業廃棄物の受入量・運搬量	1年に1回以上					直前三年分の産業廃棄物の受入量・運搬量	1年に1回以上			
7	直前三年分の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	1年に1回以上				7	直前三年分の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	1年に1回以上			
8	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	1年に1回以上				8	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	1年に1回以上			
9	直前三年間の焼却施設における熱回収実績	1年に1回以上				9	直前三年間の焼却施設における熱回収実績	1年に1回以上			
10	直前三事業年度の財務諸表(法人のみ)	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度				10	直前三事業年度の財務諸表(法人のみ)	1年に1回以上			
11	処理料金の提示方法	変更の都度				11	処理料金の提示方法	変更の都度			
12	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度(人員配置については1年に1回以上)				12	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度(人員配置については1年に1回以上)			
13	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度				13	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度			

改正 (平成30年2月版)	現行 (平成28年9月版)
<p data-bbox="353 1335 1311 1633" style="text-align: center;">優良産廃処理業者認定制度認定取得の手引き 平成30年2月発行 編集／発行 三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課 〒514-8570 三重県津市広明町13番地</p> <p data-bbox="825 1881 866 1911" style="text-align: center;">62</p>	<p data-bbox="1653 1335 2611 1633" style="text-align: center;">優良産廃処理業者認定制度認定取得の手引き 平成28年9月発行 編集／発行 三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課 〒514-8570 三重県津市広明町13番地</p> <p data-bbox="2101 1881 2142 1911" style="text-align: center;">62</p>